

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法第77条	喫煙禁止場所に関する命令違反の過料処分	健康増進課

(対象)

全ての者

(内容)

喫煙禁止場所での喫煙に関する喫煙中止命令又は退出命令に違反した場合は、30万円以下の過料に科す。

(処分基準)

法第29条第2項の規定に基づく命令に違反した者及び法第33条第7項又は法第35条第10項の規定に違反した者。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。